

令和5年3月26日

依頼者様各位

佐藤誠三税理士事務所
税理士 佐藤誠三

当事務所が行う個人の確定申告書等作成業務に係る料金について
標記のことについて、令和4年9月6日施行の細則を下記のとおり改定します。
また、この細則は令和5年3月26日に施行し、原則として同日以降の契約分から適用します。

記

■ 個人の確定申告書等作成業務について

個人（事業者）の所得税及び消費税の確定申告書（申告書に添付する書類を含みます。）を作成します。
なお、料金は税込金額ですが、料金に対して契約維持手数料を別途加算します。

別表1 個人の確定申告書等作成業務について

区分		No.	料金計算
業務契約 に含まれ るもの	基本料金	1	国税庁HPを使用する（一部TKCシステムを使用する）場合 6,000円 （※ ただし、基本契約B型を締結する関与先様の場合は無料です。） TKCシステムを使用する場合 60,000円 （※ システムを複数使用する必要がある場合、料金が割増になります。）
	業務遂行 料金	2	基本細則の定めにより料金を計算します。
	契約維持 手数料	3	10%に消費税率（標準税率）と同じ率を加算した率を基本料金と業務遂行 料金の合計額に乗じて計算します。 なお、100円未満の端数は切捨てとし、最低金額は1千円とします。
業務契約 に含まれ ないもの	附随業務 手数料	4	申告書の控を書面に印刷する場合など、一定の要件に該当する場合、別途請 求させていただきます。

注1 次のいずれかに該当する場合、業務遂行料金が割増になる場合があります。

- (1) 医療費控除などの所得控除、住宅借入金等特別控除など税額控除を受けるために別途作成する書類がある場合
- (2) 消費税申告書、還付申告に関する明細書などを作成する場合

- (3) 当事務所で決算代行等業務を依頼されていない依頼者様に、事業所得、不動産所得、山林所得、収支計算を要する雑所得がある場合
- (4) 当事務所で法人に関する業務を依頼していない依頼者様に、自ら会社役員を務める法人からの所得がある場合
- (5) 次の所得がある場合
 - ① 総合譲渡所得 ② 分離譲渡所得 ③ 先物取引に係る所得
- (6) 例えば、次のような課税の特例等を適用して税額の軽減を受けている場合
 - ① 分離譲渡所得の特別控除 ② 平均課税 ③ 措置法差額
 - ④ 当事務所で前年分の確定申告書を作成されていない依頼者様で、前年の繰越欠損金を当年分で控除される場合

注2 当事務所にて税務申告書等を作成した場合、税務代理権限証書も作成します。B型の基本契約を締結されていない依頼者様につきましては別途料金にて対応します。なお、税務申告書等の提出日の翌日から90日以内に税務当局から連絡があった際には当事務所にてお受けして依頼者様にお伝えしますが、税務当局への対応を依頼される場合には別途料金になります。